

親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書

民法には、父母が離婚した後などの親子の面会交流についての明文の規定はない。しかしながら、面会交流の方法等については、第766条第1項の子の監護について必要な事項に含まれ、父母の協議で定めることができ、協議が調わないときなどには家庭裁判所が定めるものとされている(家事審判法9条1項乙類4号の子の監護に関する処分事件)。

父母が離婚した後などに、子を監護しない父母の一方と子が定期的に面会等の交流を持つことは、一般的には、子の福祉を害しない限り、子の健全な成長のために好ましいことであると理解されている。そのため、家庭裁判所の調停・審判においても、児童虐待や配偶者暴力(DV)など、面会交流の実施により子の福祉を害するとか子の利益に反するというような特段の事情がない限り、これを認める取扱いがされている。そして、家事審判・家事調停などで面会交流についての取決めがされたにもかかわらず、それにしたがった任意の履行がされない場合には、家事審判法による履行勧告や民事執行法による強制執行(間接強制)により、面会交流の実現を図るといった法的救済手段も用意されている。

しかし、これらの法的手続や仕組みを利用しても、相手方(子を監護する父母の一方)が面会交流を拒絶することで、面会交流の実現が事実上著しく困難となり、結果的に親子の継続的な交流や絆を維持することがきわめて困難な事例が少なくないと言われている。

また、父母の間で、子の面会交流・監護・親権をめぐる争いがこじれて、結果的に父母による子どもの連れ去りや面会後の返還拒否のように、子の奪い合いにつながることも少なくない。子を監護すべき者(監護親)から子を監護していない親(非監護親)に対する子の引渡し請求については、どのような場合に直接強制をすることができるかといった理論的な問題があるほか、直接強制をする場合に、子の利益や子の福祉に配慮した適切な執行方法の在り方はどういったものかという実務的な問題もある。

そこで、本調査研究では、今後、親子の面会交流を実現するための制度等について検討を行うに当たっての基礎資料を収集することを目的として、必要とされる以下の調査研究を行った。まず、第1は、親子の面会交流に関するわが国の現状についての実態の調査であり、親子の面会交流の支援等を行っている民間団体及び家事事件、家事法制に精通している法律実務家等の有識者に対するヒアリング、親子の面会交流を実現するための制度を利用したなどの経験がある当事者(相手方となった経験がある者を含む。)に対するアンケートにより、親子の面会交流に関する我が国の現状について実態調査を実施した。

また、第2に、裁判等によって定められた親子の面会交流を実現するための制度の具体的な内容及び運用状況について、とくにアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスでの法制度及び社会的支援制度の実情と課題について、その社会的文化的な背景を含めて明らかにした。

第3に、上記の第1の社会的実態調査の結果及び比較法的な調査研究の成果等を踏まえたうえで、たとえば、面会交流等の相談窓口、面会交流センターなどの面会交流支援団体の実情と課題、面会交流に付随する交流支援のための社会的な制度や仕組みなど、親子の面会交流を実現するための現在の制度等と社会的実態に関する問題点等を析出し、面会交流に関する制度等の検討を行う基礎資料とするとともに、社会的実態として現実に生じている問題点及びその原因と考えられる要因を問題点ごとに整理し具体的な提言にまとめた。

平成23年2月10日

研究代表者	早稲田大学教授	棚村 政行
研究分担者	早稲田大学教授	岩志和一郎
研究分担者	新潟大学教授	南方 暁
研究分担者	帝京大学教授	高橋由紀子
研究分担者	FLC Vi-Project	桑田 道子
研究分担者	FPIC 理事	山口恵美子
研究分担者	弁護士・早稲田大学教授	
		榊原富士子
研究分担者	弁護士	片山登志子
研究分担者	立正大学非常勤講師	色川 豪一
研究分担者	早稲田大学助手	原田 綾子
研究協力者	弁護士	山田 摂子
研究協力者	山梨学院大学非常勤講師	
		藤原 究
研究協力者	早稲田大学大学院	橋本 有生
研究協力者	早稲田大学大学院	原田 香菜

目 次

はしがき（親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査報告書）	1	
I 民間の面会交流支援団体及び支援活動についてのヒヤリング	1	
1 はじめに（1）	2	
2 家庭問題情報センター(FPIC)の面会交流援助活動（2）		
3 FLCでのVi-Projectにおける面会交流支援（9）	4	
4 おわりに（15）		
5 民間の面会交流支援団体の活動と課題——FPICの活動を通じて（17）		
別紙資料 面会交流援助の案内	FPIC … 26	
別紙資料 Vi-Project スタッフマニュアル	Vi-Project … 30	
II 当事者アンケート	49	
1 調査の方法（49）	2 調査結果の概要（49）	3 調査結果の分析と考察（69）
4 自由記載欄への回答（72）		
別紙資料 面会交流に関するアンケート用紙		79
III 家庭裁判所での面会交流事件と実務	85	
1 司法統計から見た面会交流の実状（85）		
2 家庭裁判所における父母教育プログラムと面会交流援助（89）		
3-1 家庭裁判所調査官に対するヒヤリング(その1)（東京・横浜）（95）		
3-2 家庭裁判所調査官に対するヒヤリング(その2)（大阪）（102）		
別紙資料 家庭裁判所調査官に対するヒヤリング事項		110
別紙資料 司法統計から見た面会交流		112
別紙資料 面会交流のしおり		149
別紙資料 面接交渉(面会交流)のしおり		大阪家庭裁判所… 153
別紙資料 面会交流 どうして大切なの？		大阪家庭裁判所… 157
IV 家事関係の弁護士ヒヤリング	161	
IV-1 面会交流事例の特色と現状・課題		片山登志子… 161
IV-2 共同親権・面会交流について		榊原富士子… 177
IV-3 面会交流の現状・問題点		日弁連シンポジウム基調報告… 185

V	諸外国における面会交流支援活動の実状と課題	193
V-1	アメリカにおける面会交流支援	原田綾子 193
	別紙資料 ①～⑤	215
V-2	イギリスでの交流権と英国の子ども交流センター(child contact centres)	
		南方 暁 227
	別紙資料 Statement of Arrangements for Children	244
V-3	ドイツにおける面会交流支援	高橋由紀子 252
V-4	フランスにおける面会交流援助	色川豪一 270
	別紙資料 2008年末の時点での面会交流センターの分布状況	285
	面会交流支援・比較法調査対照表【米(カリフォルニア州)・英・独・仏】	286
VI	総括	棚村政行 301

II 当事者アンケート

棚村政行(早稲田大学教授)

1 調査の方法

(1) 調査期間

平成 22 年 12 月～平成 23 年 2 月まで

(2) 調査対象

本調査は、FPIC、Vi-project、NPO 法人ビジットなど面会交流支援を行う団体の利用経験者、親子ネット、中部共同親権法制化運動の会、NPO まめの木、しんぐるまざあず・ふぉーらむなどの当事者の支援団体の全面的なご協力を得て、面会交流の問題に関わっている当事者で、任意のアンケート調査に応じていただいた方々を対象とした。

(3) 調査事項

後掲のアンケート調査票にあるように、1 においては、対象者自身に関する事項として、対象者が子と同居しているかどうか、子の人数や面会交流が問題となった年齢を質問した。次に、2 においては、面会交流の状況について、交流の状況と形態などについて質問するとともに、面会交流に関する取り決めとその実現状況について質問を行っている。3 においては面会交流を円滑に行うための相談援助制度について質問を行い、援助相談を受けるに至った経緯や動機について尋ねるとともに、利用後の印象・感想についても質問を行った。4 においては、養育費と面会交流の関係について質問し、5 においては親権制度や面会交流について見直しを望む点について質問を行っている。

(4) 調査の方法

調査においては、後掲の調査用紙を使用し、対象者自身に記入してもらう形を基本として行った。回答の回収は郵送、または FAX による返送により行っている。

2 調査結果の概要

(1) 回答者について

有効回答者数は全部で 186 名であった。表 1 にあるように、同居親は、85 名、非同居親が 99 名、無回答が 2 名であったので、同居親 46%、非同居親 53%とほぼ同数に近い回答が得られた。同居親は、父が 8 名で、母が 77 名と 90%以上が母親であった。これに対して、非同居親は、母が 15 名、父 83 名と、父親が約 84%を占めていた。その他 1 名は祖母であった。

民間援助団体に対して、面会交流の取り決めや取り決めの内容を実行するために相談や援助を求めた回答者（質問 3-3）において、その取り決めがどれほど実現しているか（質問 2-8）について分析した。民間団体による支援を受けた者の取り決めは 69 人と、約 81% において面会交流が実現していた。これに対して、支援を受けていない者においては 43 人、回答者の約 66%にとどまっていた。面会交流の取り決めの実現と支援の有無の間にもある程度の相関関係がみられた。つまり、ここでも、面会交流の取り決めを行うにあたり民間援助団体から何らかの支援を受けることの有用性が認められた。

(3) 面会交流における取り決めと養育費に関する取り決めの相関

養育費の取り決めと面会交流の取り決めに関する相関

	養育費の取り決めがある	養育費の取り決めがない
面会交流の取り決めがある	116	26
面会交流の取り決めがない	14	18

養育費の取り決め（質問 4-1）と面会交流の取り決め（質問 2-6）における相関関係についても分析を行った。養育費の取り決めがある者は、面会交流の取り決めを同時に有している場合が多かった（約 82%）。養育費に関する取り決めがない場合には、面会交流の取り決めについてもない場合が多かった。このように見ると、面会交流の取り決めがある者は、同時に、養育費の取り決めをしていることが多いと言えよう。

(4) 養育費支払いの実現性と面会交流の実現性の相関

養育費の実現と面会交流の実現における相関

	養育費が実現している	養育費が実現していない(含む無回答)
面会交流が行われている	95	36
面会交流が行われていた	10	6
面会交流が行われていない	9	26

養育費支払いの実現性（質問 4-2）と面会交流の実現性（質問 2-3）についての相関関係について集計してみた。養育費が実現している者ほど面会交流の実現性も高く（約 83%）なっており、養育費が実現していない（または無回答も含む）場合（約 53%）と比較しても相関性が認められるといえる。つまり、養育費を支払っている者は、面会交流も実現している場合が多いと言える。養育費の支払いと面会交流は、同時履行の関係ではないが、両者は、車の両輪のような関係で、養育費は子どもの生活の支えであり、面会交流は子どもの心の支えで、両者はともに重要であることがわかる。